ご契約について

ご契約年齢	25 歳 ~ 70 歳*(逓増率変更年度によりご契約年齢の範囲が異なります) *被保険者の保険年齢(満年齢で計算し、1 年未満の端数は 6 ヵ月以下のときは切り捨て、6 ヵ月を超えるときは切り上げ)						
保険期間/保険料払込期間	70歳~82歳満了(ご契約年齢により異なります) 保険料払込方法 年払・半年払・月払						
基本保険金額	3,000 万円 ~ 2 億円 ※保険金額は、逓増率にかかわらず基本保険金額の 5 倍までとなります。						
契約形態 (新契約)	• 契約者:法人 • 被保険者:役員等 • 死亡保険金受助	● 契約者:法人 ● 被保険者:役員等 ● 死亡保険金受取人:法人 ● 高度障害保険金受取人:法人(法人契約の特則による)					
保険金のお支払いについて	死亡保険金:被保険者が保険期間中に亡くなられたと 高度障害保険金:被保険者が責任開始期以後に発生した *「高度障害状態」とは、主契約の約款の別表 1 の	欠の場合に保険金をお支払いします(死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払いしません)。 • 死亡保険金:被保険者が保険期間中に亡くなられたとき • 高度障害保険金:被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって保険期間中に高度障害状態*になられたとき * 「高度障害状態」とは、主契約の約款の別表 1 の(1)「高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態」にあらかじめ 定められている高度障害の状態に該当した場合に限ります。					
その他ご留意事項	• この保険には満期保険金がありません。 • この保険 • ご契約の成立後に基本保険金額の増額はできません。	は無配当保険ですの	かで、配当金がありません。				

■ 解約払戻金・初期低解約払戻金特則 II について・

●ご契約締結の際に「初期低解約払戻金特則II」を付加された場合、ご契約時に指定され た逓増率変更年度により定まる低解約払戻期間(契約日から3年間、4年間または5年 間)中の解約払戻金を抑制する仕組みで保険料が計算されます。低解約払戻期間中にご 契約を解約、減額される場合、保険料の振替貸付、ご契約者に対する貸付をご利用にな る場合、ご契約を払済保険へ変更される場合等の解約払戻金は、特則を付加されなかっ た場合の金額に、各保険年度の低解約払戻金割合を乗じて得た金額となります。低解約 払戻期間および各保険年度の低解約払戻金割合は右記のとおりです。

●低解約払戻期間中に保険年度が変わった場合でも、その変わった保険年度に属する保険料の 払込みがないときは、前保険年度の低解約払戻金割合の期間に属するものとして取扱います。

- 第5保険年度 ●低解約払戻期間中のすべての保険料が払込まれている場合でも、低解約払戻期間の最終保険年度の翌保険年度に属する保険料の払込みがないときは、低解 約払戻期間の最終保険年度の低解約払戻金割合の期間に属するものとして取扱います。
- ●なお、「初期低解約払戻金特則Ⅱ」のみの解約はお取扱いいたしません。

お申込みに際しましては、必ず「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」「ご契約のしおり・約款」 をあわせてご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、 ご契約後は大切に保管してください。

■ 生命保険契約者保護機構について-

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機 構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、 ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日·年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

保険年度

第1保険年度

第2保険年度

第3保険年度

第4保険年度

■ 生命保険募集人について -

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがい まして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保 険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ お問い合わせについて一

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

oo 0120-817-024

受付時間/平日(月~金曜)午前9:00~午後5:00(土・日曜、祝日は除きます) ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。 また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

〔募集代理店〕

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1 www.nw-life.co.jp

NW-09-18010-00 (18.10) G09001-1901 ISB Font デザイン文

低解約払戻金割合

逓増率変更年度

0%

10%

20%

30%

0%

10%

20%

30%

40%

第5保険年度 第6保険年度 (3年) (4年)

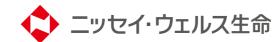
0%

10%

20%







2019年1月版

新逓増定期保険の特徴

Point 1 万一の場合の事業保障資金や死亡退職金・弔慰金、ご勇退時の退職慰労金の 財源としてご利用いただけます。

- 一定の保険料で、保険金額が基本保険金額の5倍を限度に逓増しますので、企業の発展を担う 経営者にふさわしい保障をご準備いただけます。
- 基本保険金額は、最高2億円までご加入いただけます。
- 解約時には、解約払戻金をお受取りいただけますので、経営者がご勇退されたときの退職慰労金を 計画的にご準備いただけます。

Point 2 企業の資金ニーズに合わせたプランがお選びいただけます。

短期、中長期それぞれの資金ニーズに合わせて、多様な設計パターンからお選びいただけます。

保険料の 1/2 を損金扱いとすることが可能です。 Point 3



法人契約としてご契約いただいた場合、一定要件のもと保険料の 1/2 を損金扱いとすることが可能です。



- この保険に満期保険金はありません。また、解約払戻金は、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられ、その後保険 期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時には 0 円となります。なお、解約払戻金はほとんどの場合、払込保 険料累計額を下回ります。解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 税務に関する記載の内容につきましては 2018 年 10 月現在の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があり ます。なお、個別の税務、会計処理につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家へご相談ください。

新逓増定期保険のしくみ

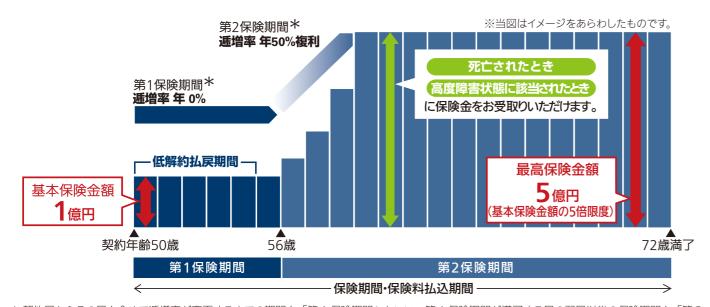
ご契約例

●被保険者:50歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人
●初期低解約払戻金特則Ⅱ:付加する

●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:72 歳満了 ●基本保険金額:1億円

●保険料払込方法:年払 ●年払保険料:8,534,400円(高額割引適用)



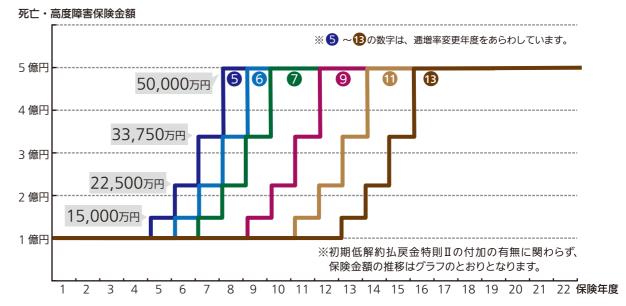
- *契約日からその日を含めて逓増率が変更するまでの期間を「第1保険期間」といい、第1保険期間が満了する日の翌日以後の保険期間を「第2 保険期間」といいます。
- ※「初期低解約払戻金特則Ⅱ」を付加した場合は、所定の期間、解約払戻金が抑制されますので、ご検討にあたっては、当パンフレット裏表紙の「解 約払戻金・初期低解約払戻金特則Ⅱについて」を必ずご覧ください。
- ●逓増率が変更する保険年度*を「逓増率変更年度」といい、ご契約締結の際には、次のいずれかの保険年度からお選びいただきます。
- 第 5 保険年度● 第 6 保険年度● 第 7 保険年度● 第 9 保険年度● 第 11 保険年度● 第 13 保険年度
- *保険年度は、契約日から直後の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算します。
- ●保険期間の満了をもって、ご契約は消滅します。また、満期保険金はありません。
- ●この保険は高額割引制度の適用により保険料が割引となります。ただし、減額により基本保険金額が 3.000 万円未満となった場合は、高額割引 制度の適用は受けられません。

多様な設計パターンからお選びいただけます

ご契約例

- ●被保険者:50歳 男性 ●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●保険期間・保険料払込期間:72歳満了
- ●基本保険金額:1億円 ●保険料払込方法:年払

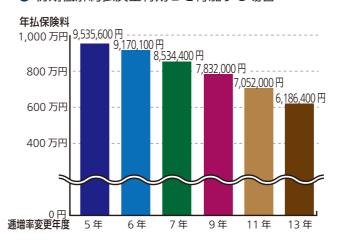
■保険金額の推移イメージ —

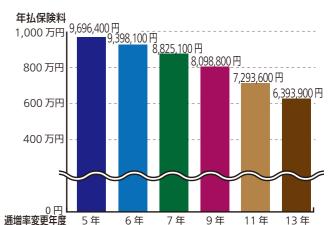


■年払保険料の比較

● 初期低解約払戻金特則 Ⅱ を付加する場合

● 初期低解約払戻金特則 Ⅱ を付加しない場合

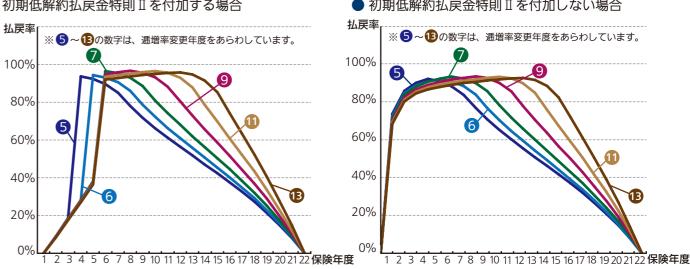




■払戻率(払込保険料累計額に対する解約払戻金額の割合)の推移イメージー

● 初期低解約払戻金特則 Ⅱ を付加する場合

● 初期低解約払戻金特則Ⅱを付加しない場合





この保険に満期保険金はありません。解約払戻金は、保険期間満了時には0円となります。

【ご契約例】被保険者:40歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:70歳満了

●基本保険金額:1億円 ●保険料払込方法:年払●年払保険料:6,192,400円(高額割引適用)

(単位:円)

保 険 年 度	年齢*	死亡・高度 障害保険金	払込保険料累計 A	解約払戻金額B	単純払戻率 B/A	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	40 歳	10,000万	6,192,400	0	0.0%	3,096,200	3,096,200	3,096,200
2年	41歳	10,000万	12,384,800	1,043,000	8.4%	3,096,200	6,192,400	6,192,400
3 年	42 歳	10,000万	18,577,200	3,377,000	18.1%	3,096,200	9,288,600	9,288,600
4年	43 歳	10,000万	24,769,600	7,017,000	28.3%	3,096,200	12,384,800	12,384,800
5年	44 歳	10,000万	30,962,000	11,976,000	38.6%	3,096,200	15,481,000	15,481,000
6年	45 歳	10,000万	37,154,400	36,542,000	98.3%	3,096,200	18,577,200	18,577,200
7年	46 歳	15,000万	43,346,800	42,362,000	97.7%	3,096,200	21,673,400	21,673,400
8年	47 歳	22,500万	49,539,200	47,708,000	96.3%	3,096,200	24,769,600	24,769,600
9年	48 歳	33,750万	55,731,600	52,236,000	93.7%	3,096,200	27,865,800	27,865,800
10年	49 歳	50,000万	61,924,000	55,446,000	89.5%	3,096,200	30,962,000	30,962,000
15年	54 歳	50,000万	92,886,000	67,592,000	72.7%	3,096,200	46,443,000	46,443,000
30年	69 歳	50,000万	185,772,000	0	0.0%	10,836,700	185,772,000	0

【ご契約例】被保険者:50歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:72 歳満了

●基本保険金額:1億円 ●保険料払込方法:年払●年払保険料:8,534,400円(高額割引適用)

(単位:円)

保 険 年 度	年 齢*	死亡・高度 障害保険金	払込保険料累計 A	解約払戻金額B	単純払戻率 B/A	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	50 歳	10,000万	8,534,400	0	0.0%	4,267,200	4,267,200	4,267,200
2年	51歳	10,000万	17,068,800	1,479,000	8.6%	4,267,200	8,534,400	8,534,400
3年	52 歳	10,000万	25,603,200	4,670,000	18.2%	4,267,200	12,801,600	12,801,600
4年	53 歳	10,000万	34,137,600	9,593,000	28.1%	4,267,200	17,068,800	17,068,800
5年	54 歳	10,000万	42,672,000	16,272,000	38.1%	4,267,200	21,336,000	21,336,000
6年	55 歳	10,000万	51,206,400	49,461,000	96.5%	4,267,200	25,603,200	25,603,200
7年	56 歳	15,000万	59,740,800	57,038,000	95.4%	4,267,200	29,870,400	29,870,400
8年	57 歳	22,500万	68,275,200	63,484,000	92.9%	4,267,200	34,137,600	34,137,600
9年	58 歳	33,750万	76,809,600	67,921,000	88.4%	4,267,200	38,404,800	38,404,800
10年	59 歳	50,000万	85,344,000	69,018,000	80.8%	4,267,200	42,672,000	42,672,000
15年	64 歳	50,000万	128,016,000	64,362,000	50.2%	14,698,133	84,869,866	43,146,134
22年	71歳	50,000万	187,756,800	0	0.0%	14,698,136	187,756,800	0

【ご契約例】被保険者:60歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:77歳満了

●基本保険金額:1億円 ●保険料払込方法:年払●年払保険料:13,263,600円(高額割引適用)

(単位:円)

保 険 年 度	年 齢*	死亡・高度 障害保険金	払込保険料累計 A	解約払戻金額B	単純払戻率 B/Α	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	60 歳	10,000万	13,263,600	0	0.0%	6,631,800	6,631,800	6,631,800
2年	61歳	10,000万	26,527,200	2,354,000	8.8%	6,631,800	13,263,600	13,263,600
3年	62 歳	10,000万	39,790,800	7,300,000	18.3%	6,631,800	19,895,400	19,895,400
4年	63 歳	10,000万	53,054,400	14,897,000	28.0%	6,631,800	26,527,200	26,527,200
5年	64 歳	10,000万	66,318,000	25,218,000	38.0%	6,631,800	33,159,000	33,159,000
6年	65 歳	10,000万	79,581,600	76,697,000	96.3%	6,631,800	39,790,800	39,790,800
7年	66 歳	15,000万	92,845,200	88,577,000	95.4%	6,631,800	46,422,600	46,422,600
8年	67 歳	22,500万	106,108,800	98,095,000	92.4%	6,631,800	53,054,400	53,054,400
9年	68 歳	33,750万	119,372,400	103,190,000	86.4%	6,631,800	59,686,200	59,686,200
10年	69 歳	50,000万	132,636,000	100,592,000	75.8%	6,631,800	66,318,000	66,318,000
15年	74 歳	50,000万	198,954,000	50,178,000	25.2%	22,737,600	180,006,000	18,948,000
17年	76 歳	50,000万	225,481,200	0	0.0%	22,737,600	225,481,200	0

* 被保険者の保険年齢(保険年齢とは満年齢で計算し、1年未満の端数は6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超えるときは切り上げた年齢です)

ご注意

- 上記の解約払戻金額は、各保険年度の最終日(年単位の契約応当日前日)を基準に計算しています。なお、解約払戻金額は経過年月数によって異なるため、解約の時期によっては上記の金額と異なることがあります。
- 年払・半年払契約において、保険料払込期間の途中で保険料の払込みが不要となった場合、以下のお取扱いとなります。
- ・解約にあたっては、解約時点の未経過保険料を、解約払戻金とあわせお支払いします。
- ・死亡にあたっては、死亡時点の未経過保険料を、保険金等とあわせお支払いします。

【ご契約例】被保険者:40歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:70歳満了

●基本保険金額:1億円 ●保険料払込方法:年払●年払保険料:6,379,300円(高額割引適用)

(単位:円)

保 険 年 度	年齢*	死亡・高度 障害保険金	払込保険料累計 A	解約払戻金額B	単純払戻率 B/A	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	40 歳	10,000万	6,379,300	4,009,000	62.8%	3,189,650	3,189,650	3,189,650
2年	41歳	10,000万	12,758,600	10,425,000	81.7%	3,189,650	6,379,300	6,379,300
3年	42 歳	10,000万	19,137,900	16,885,000	88.2%	3,189,650	9,568,950	9,568,950
4年	43 歳	10,000万	25,517,200	23,389,000	91.6%	3,189,650	12,758,600	12,758,600
5年	44 歳	10,000万	31,896,500	29,940,000	93.8%	3,189,650	15,948,250	15,948,250
6年	45 歳	10,000万	38,275,800	36,542,000	95.4%	3,189,650	19,137,900	19,137,900
7年	46 歳	15,000万	44,655,100	42,362,000	94.8%	3,189,650	22,327,550	22,327,550
8年	47 歳	22,500万	51,034,400	47,708,000	93.4%	3,189,650	25,517,200	25,517,200
9年	48 歳	33,750万	57,413,700	52,236,000	90.9%	3,189,650	28,706,850	28,706,850
10年	49 歳	50,000万	63,793,000	55,446,000	86.9%	3,189,650	31,896,500	31,896,500
15年	54 歳	50,000万	95,689,500	67,592,000	70.6%	3,189,650	47,844,750	47,844,750
30年	69 歳	50,000万	191,379,000	0	0.0%	11,163,775	191,379,000	0

【ご契約例】被保険者:50歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:72 歳満了

●基本保険金額:1 億円 ●保険料払込方法:年払●年払保険料:8,825,100円(高額割引適用)

(単位:円)

保 険 年 度	年齢*	死亡・高度 障害保険金	払込保険料累計 A	解約払戻金額B	単純払戻率 B/A	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	50 歳	10,000万	8,825,100	6,296,000	71.3%	4,412,550	4,412,550	4,412,550
2年	51歳	10,000万	17,650,200	14,790,000	83.7%	4,412,550	8,825,100	8,825,100
3年	52 歳	10,000万	26,475,300	23,349,000	88.1%	4,412,550	13,237,650	13,237,650
4年	53 歳	10,000万	35,300,400	31,977,000	90.5%	4,412,550	17,650,200	17,650,200
5年	54 歳	10,000万	44,125,500	40,679,000	92.1%	4,412,550	22,062,750	22,062,750
6年	55 歳	10,000万	52,950,600	49,461,000	93.4%	4,412,550	26,475,300	26,475,300
7年	56 歳	15,000万	61,775,700	57,038,000	92.3%	4,412,550	30,887,850	30,887,850
8年	57 歳	22,500万	70,600,800	63,484,000	89.9%	4,412,550	35,300,400	35,300,400
9年	58 歳	33,750万	79,425,900	67,921,000	85.5%	4,412,550	39,712,950	39,712,950
10年	59 歳	50,000万	88,251,000	69,018,000	78.2%	4,412,550	44,125,500	44,125,500
15年	64 歳	50,000万	132,376,500	64,362,000	48.6%	15,198,783	87,760,716	44,615,784
22年	71歳	50,000万	194,152,200	0	0.0%	15,198,786	194,152,200	0

【ご契約例】被保険者:60歳男性

●契約者および死亡保険金受取人:法人 ●逓増率変更年度:第7保険年度 ●保険期間・保険料払込期間:77歳満了

●基本保険金額:1億円 ●保険料払込方法:年払●年払保険料:13,788,000円(高額割引適用)

(単位:円)

保 険年度	年齢*	死亡・高度 障害保険金	払込保険料累計 A	解約払戻金額B	単純払戻率 B/A	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1年	60 歳	10,000万	13,788,000	10,749,000	77.9%	6,894,000	6,894,000	6,894,000
2年	61歳	10,000万	27,576,000	23,539,000	85.3%	6,894,000	13,788,000	13,788,000
3年	62 歳	10,000万	41,364,000	36,499,000	88.2%	6,894,000	20,682,000	20,682,000
4年	63 歳	10,000万	55,152,000	49,657,000	90.0%	6,894,000	27,576,000	27,576,000
5年	64 歳	10,000万	68,940,000	63,045,000	91.4%	6,894,000	34,470,000	34,470,000
6年	65 歳	10,000万	82,728,000	76,697,000	92.7%	6,894,000	41,364,000	41,364,000
7年	66 歳	15,000万	96,516,000	88,577,000	91.7%	6,894,000	48,258,000	48,258,000
8年	67 歳	22,500万	110,304,000	98,095,000	88.9%	6,894,000	55,152,000	55,152,000
9年	68歳	33,750万	124,092,000	103,190,000	83.1%	6,894,000	62,046,000	62,046,000
10年	69 歳	50,000万	137,880,000	100,592,000	72.9%	6,894,000	68,940,000	68,940,000
15年	74 歳	50,000万	206,820,000	50,178,000	24.2%	23,636,571	187,122,855	19,697,145
17年	76 歳	50,000万	234,396,000	0	0.0%	23,636,574	234,396,000	0

- この保険に満期保険金はありません。また、解約払戻金は、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられ、その後保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時には0円となります。なお、解約払戻金はほとんどの場合、払込保険料累計額を下回ります。解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 税務に関する記載の内容につきましては2018年10月現在の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があります。
 なお、個別の税務、会計処理につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家へご相談ください。

保険料の経理処理について

■ お申込みのお手続きについて

①ご契約内容についてご確認



「保険試算設計書」にて、 ご契約内容をご確認ください。





診査の際、告知もあわせて行っていただきます。

③ 申込書のご記入



お申込時におたずねする事項

お申込みにあたっては、お引受けの判断の参考にさせていただく ため、下記の事項についておたずねしております。

- ●役職 ●職務内容
- 他の生命保険会社等でご加入された死亡保険金額 など その内容によっては、ご契約をお引受けできない場合や保険金額 を制限させていただく場合がございます。

ニッセイ・ウェルス生命による ご契約の引受査定、不備のご確認など



引受査定の結果、お引受けできない場合がございますが、 通常のご契約内容ではお引受けできない場合でも、特別 な条件をつけることで、お引受けさせていただく場合があ ります。



ご契約の成立・保険証券のお受取り

(ニッセイ・ウェルス牛命より郵送)



ニッセイ・ウェルス生命がご契約のお引受けを決定(承諾)した場合には、第1回保険料がニッセイ・ウェルス生命に着金した日が契約日*1となり、この保険の保障もこの日(責任開始日)から始まります*2。

- *1 月払契約の場合は、保障が始まる日の属する月の翌月1日が契約日となります。
- *2 告知の前に第1回保険料相当額を受取ったときは、告知の 日から保障が始まります。



告知にあたっては、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ニッセイ・ウェルス生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※医師による診査(医師扱)のほか、健康診断書扱がございます。健康診断書扱の場合、告知いただく事項やご提出いただく書類が異なります。

■ 契約者貸付制度と自動振替貸付制度について

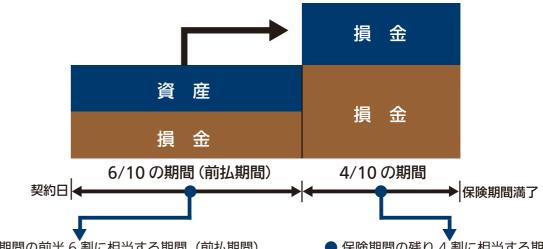
- 急に資金が必要になった場合は、次のいずれか低い金額の範囲内で契約者貸付制度をご利用いただけます。 ①貸付時の解約払戻金の9割 ②貸付時から3年経過時の解約払戻金の8割
- 保険料のお払込が困難な場合は、あらかじめご契約者から反対のお申出がない限り、自動振替貸付制度により解約払 戻金額の範囲内で保険料をお立替えして、保険契約を有効に継続することができます。

※上記のお取扱いの場合、所定の利率で利息(複利計算)がかかります。

新逓増定期保険の保険料は、税務上、下記の取扱いとなります。

(関係法令:昭和62年6月16日 直法2-2(例規)、平成8年7月4日 課法2-3(例規)により改正、平成20年2月28日 課法2-3、 課審5-18により改正)

● 契約の形態 契約者:法人 被保険者:役員等 死亡保険金受取人:法人



貸方

現金・預金 (資産の減少)

● 保険期間の前半 6 割に相当する期間(前払期間) 保険料の 1/2 を定期保険料として損金計上、1/2 を前払保険料 として資産計上します。

● 保険期間の残り 4 割に相当する期間 保険料全額を損金計上し、前払期間で資産として計上した前払保 険料累計額を残余保険期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金 計上します。

<毎回の保険料>

借方	貸方
定期保険料 (損失の発生)	現金・預金(資産の減少)

<資産計上した前払保険料の取り崩し分>

借方	貸方
定期保険料(損失の発生)	前払保険料(資産の減少)

■ 経理処理例 (1 ページのご契約例の場合)・

※前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間

■ 保険料を支払ったとき

借方

定期保険料 (損失の発生)

前払保険料(資産の増加)

を前払期間とします。

▼ 保険期間の前半6割に相当する期間 (第1保険年度から第13保険年度)

借方	貸方
定期保険料 4,267,200 円 前払保険料 4,267,200 円	現金・預金 8,534,400円

● 10 年目に解約払戻金を受取ったとき

前払保険料として資産計上している額は取り崩し、解約払戻金と の差額を雑収入で処理します。

● 10 年目に死亡保険金を受取ったとき 前払保険料として資産計上している額は取り崩し、保険金との差額を雑収入で処理します。

▼ 保険期間の残り 4 割に相当する期間 (第 14 保険年度から第 22 保険年度)

借	方	貸	方
定期保険料	14,698,133 円	現金・預金 前払保険料	8,534,400 円 6,163,733 円

借方	貸方	
現金・預金 69,018,000	円 前払保険料 42,672,000 雑 収 入 26,346,000	円円

借方		貸方	
現金・預金	500,000,000円	前払保険料 雑 収 入	42,672,000円 457,328,000円



税務に関する記載の内容につきましては 2018 年 10 月現在の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務、会計処理につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家へご相談ください。